

## 被災者生活再建支援制度の見直しに関する緊急要望

現行の被災者生活再建支援制度においては、同一の災害で被災した場合であっても、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村や100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県等でなければ支援の対象とならないなど、居住する市町村又は都道府県内の全壊世帯数等の多寡により被災者間に不均衡が生じる場合があり、被災者にとって理解し難いものとなっている。

今般の梅雨期における豪雨災害においても、同様の問題が生じており、支援の対象とならない市町村に居住する被災者は、同じ災害により同程度の被害を受けたとしても支援を受けることができない。

こうした状況は、生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と復興に資するという法律の趣旨からも改善が必要であり、今回被害の大きかった各県からも適用条件の緩和を求める声が上がっているところである。

同一の災害における支援の不均衡を是正するとの観点から、現行制度で一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるように制度改正することを要望する。

平成22年8月3日

全国知事会